

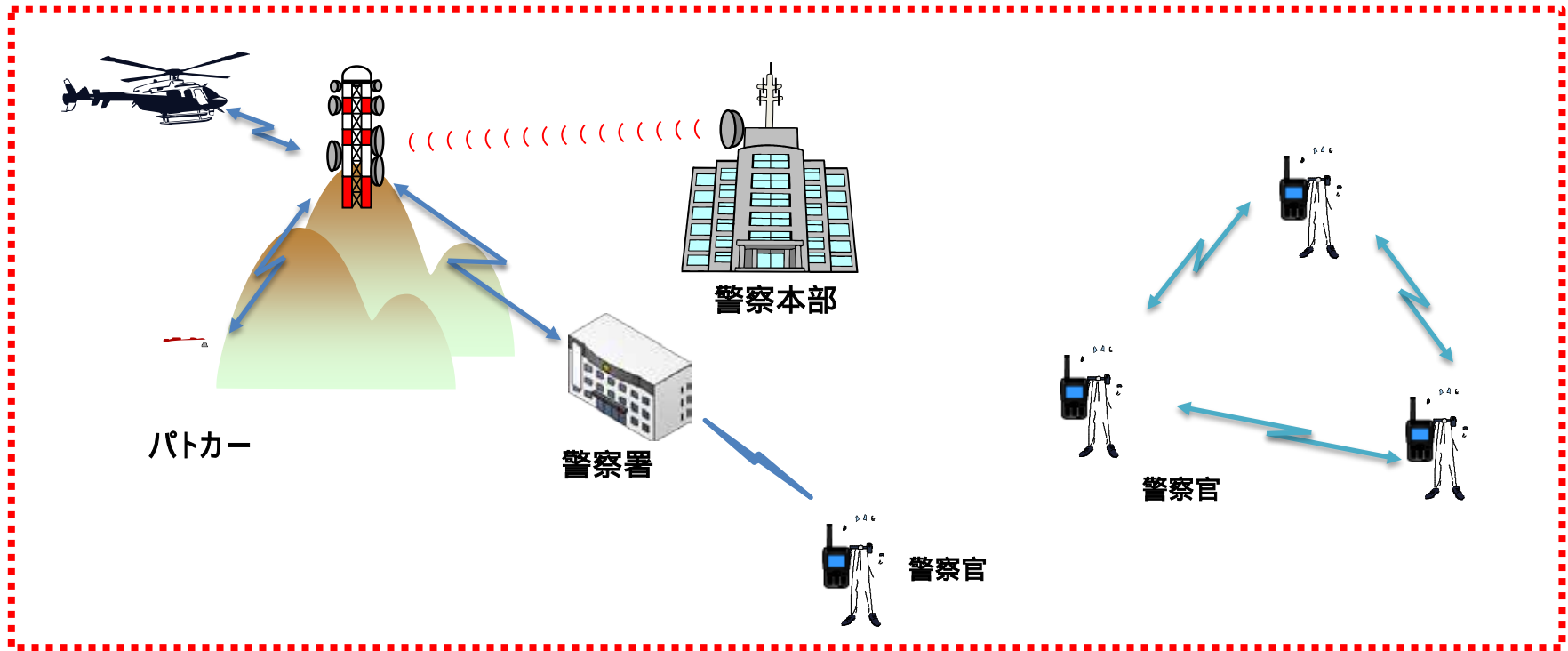
電波割当制度の改革に関する ヒアリング事項への回答

平成29年11月16日

警察庁

警察無線の概要

警察無線は、警察本部の通信指令室を中心とした、パトカー、白バイ、警察用ヘリコプター、警察用船舶、警察署等との通信や警察官同士の直接通信等に使用され、音声、画像、データ等を伝送



警察無線の使用用途

警察無線については、地域警察官の警察活動をはじめ、警衛・警護や海外要人、大臣等の警護、官邸等の重要施設の警戒や原子力関連施設の警戒・警備等に使用
東京2020オリンピック・パラリンピック大会に関する警備等にも使用される。



第42回伊勢志摩サミットと警備状況



重要施設の警戒(首相官邸)



通信指令室



第35回全国豊かな海づくり大会
御臨席に伴う警衛警備(富山)



東日本大震災 搜索活動状況(岩手県)

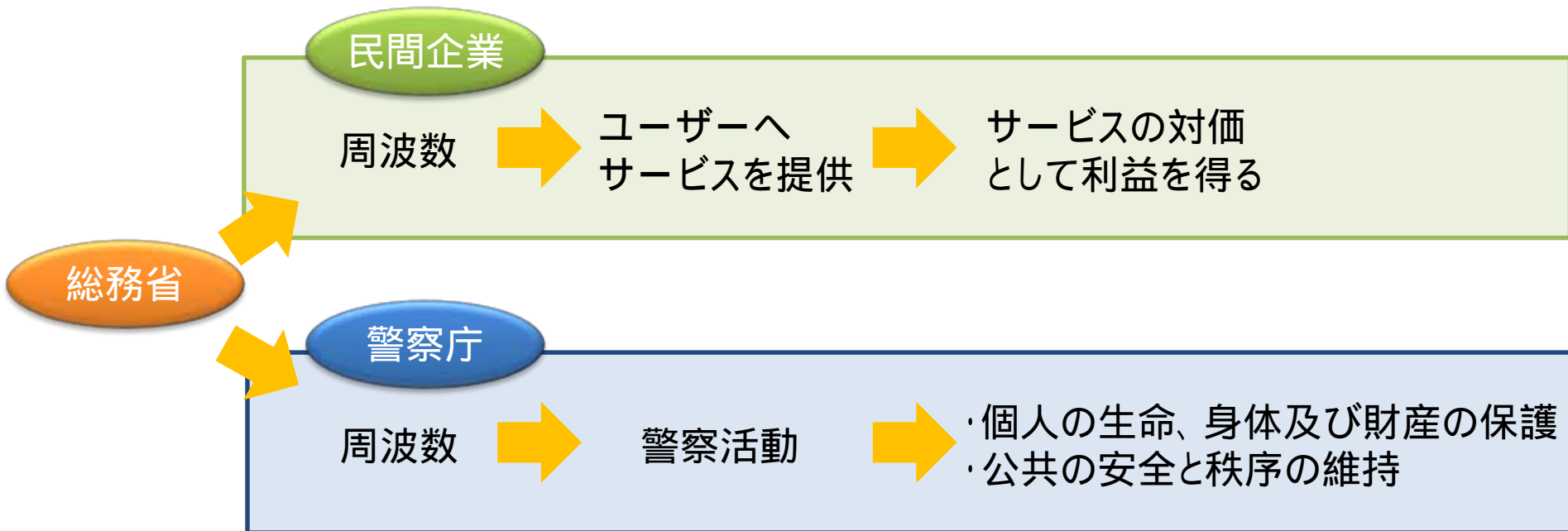
警察無線は警察活動の生命線

警察の責務と周波数について

警察法第2条(警察の責務)

警察は、**個人の生命、身体及び財産の保護**に任じ、**犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持**に当ることをもつてその**責務**とする。

警察無線は、上記責務を果たすための手段であり、警察はその時々**の社会情勢等に応じた警察活動**を行うため、**周波数の割当**を受けている。



周波数に関する情報の公開について

警察活動に支障が生じるおそれがない範囲で公開されることが必須

妨害電波による警察活動への支障

警察無線への妨害電波を出された場合、警察活動に大きな支障のおそれ

【過去事例1】

昭和59年9月19日、千代田区の自由民主党本部が極左暴力集団により放火された際、警視庁の複数の警察無線の電波が約40分間妨害

【過去事例2】

昭和59年7月ころ、滋賀、京都、奈良、和歌山の各府県警察無線が日を変え時間を変えて電波妨害

無線検知による捜査回避

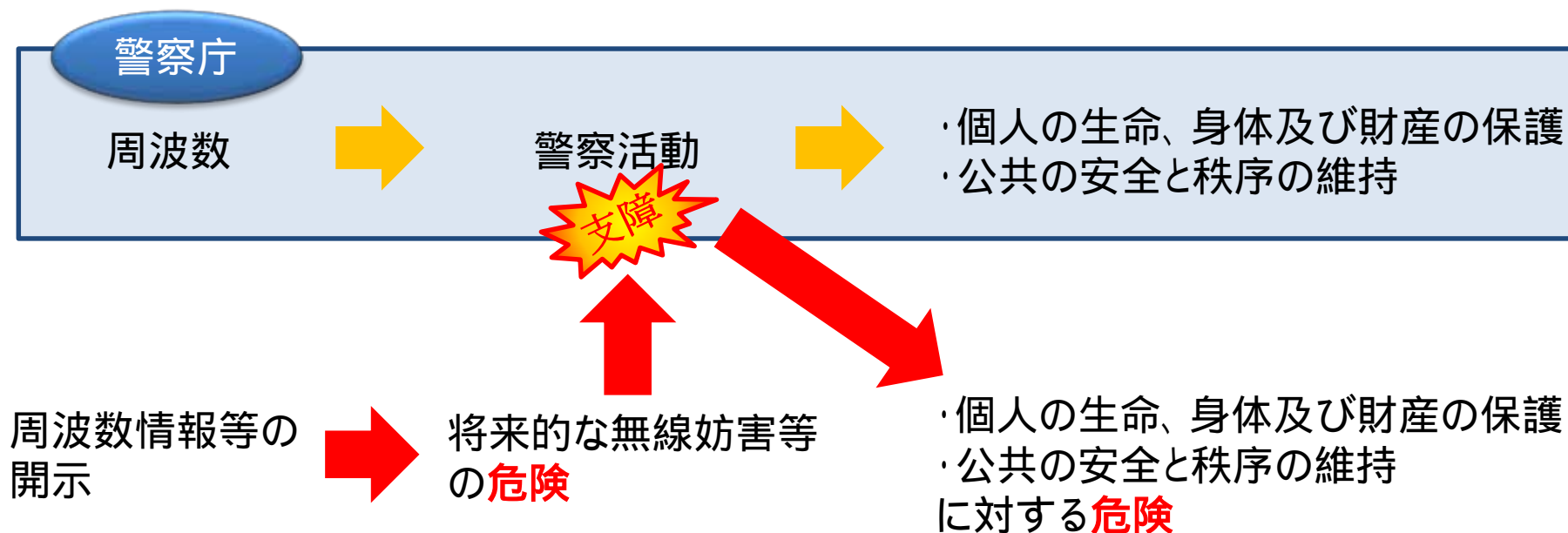
警察無線が検知されることで、警察の接近を把握でき捜査を免れるおそれ

警察無線設備への攻撃

警察電波から無線設備の場所が特定されることで、無線設備が破壊されたり、警察無線が停止するおそれ

周波数に関する情報の開示について

警察の周波数情報等の開示については、「個人の生命、身体及び財産の保護」及び「公共安全と秩序の維持」に影響を与える可能性があることから、慎重な検討が必要



技術の発達や社会情勢の変化等

周波数の有効利用等に関する取組

これまでもデジタル化による狭帯域化や返波等により周波数を効率的に利用
民間を含め既に周波数を多数共用

周波数の有効利用の取組例

- ・無線システムの整備に合わせた狭帯域化(デジタル化)による周波数の効率利用
- ・使用する必要がなくなった周波数の返波
- ・同一周波数の地理的な繰り返し利用

周波数の共用等に関する取組例

- ・民間を含む他の機関・組織と多数共用を実施
- ・総務省の求めに応じて、国際標準規格やニーズ等を踏まえ警察の使用周波数帯を移行
- ・総務省における民間無線システム等との共用検討の議論に参加し周波数共用に協力

その他の質問事項

次期大規模更新のタイミングについて

現在、大規模な更新を実施中である。

他の電気通信手段への代替可能性について

他の代替可能な電気通信手段はないものとする。

平常時における共用の可能性

平常時において既に民間を含む他の機関・組織と多数共用を実施している。

共同利用型の自家用網の導入可能性について

災害時を含め、いついかなる場所においても迅速かつ確実に通信を確保できることが必要であり、機能面、運用面、費用面等を含め様々な課題について検討が必要である。

民間事業者が提供する商用網の導入可能性について

災害時を含め、いついかなる場所においても迅速かつ確実に通信を確保できることが必要であり、そのような条件を満たすものはないとする。

その他現行の電波割当制度や電波利用料体系について

現行の電波割当制度及び電波利用料体系に対し特段の意見はない。